

知って得する! 法律コラム



弁護士 辻佐和子

下請法違反の取り締まりが厳しくなります!
よく知って遵守しましょう。

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。(2021年1月1日現在)

柏事務所: 〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋荳番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所: 〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトが
ご覧になれます。

1 はじめに

公正取引委員会は12月6日、中小企業が原燃料費・人件費の上昇を価格に転嫁しやすい環境を整えるため、下請法違反などの監視にあたる定員を50人増やすと発表しました。今後、下請法違反がより摘発されやすくなると考えられます。

2 下請法とは? その適用対象

下請法の正式名称は「下請代金支払遅延等防止法」です。立場の弱い下請事業者の利益を保護することを目的としています。下請法は、以下(1) (2)の両方を満たす取引に適用されます。

(1) 適用される取引

以下のいずれかに当たる取引に下請法が適用されます。

- ① 製造委託 物品の販売・製造などを請け負っている事業者が、その物品や部品などの製造・加工を他の事業者へ委託すること
- ② 修理委託 物品の修理を請け負っている事業者が、その修理の一部を他の事業者へ委託すること
- ③ 情報成果物作成委託 ソフトウェアや映像コンテンツなど、情報成果物の提供・作成を行う親事業者が、他の事業者へその作成作業を委託すること
- ④ 役務提供委託 運送やビルメンテナンスなど、各種サービスの提供を行う事業者が、その役務の提供を他の事業者へ委託すること

(2) 資本金区分

双方の資本金の額が以下のいずれかの組み合わせにあつたとき、下請法が適用されます。

- ア 取引の種類が上記①②と、③④のうちの一部(プログラム作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るもの)の場合
- ・親事業者が資本金3億円超→下請事業者が資本金3億円以下
 - ・親事業者が資本金1000万円超、資本金3億円以下→下請事業者が資本金1000万円以下
- イ 取引の種類が上記③④(プログラム作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るものを除く)の場合
- ・親事業者が資本金5000万円超→下請事業者が資本金5000万円以下
 - ・親事業者が資本金1000万円超、5000万円以下→下請事業者が資本金1000万円以下

3 下請法が定める義務・禁止行為

下請法の適用対象となつたら、親会社は以下の義務を負い、禁止行為が定められます。

(1) 親会社の義務

- ① 発注書面を交付する 口頭発注によるトラブルを防止するためです。記載内容も細かく定められています。
- ② 取引に関する書類を作成・保存する 給付内容や下請代金等について記載した書類を作成し、2年間保存しなければなりません。
- ③ 支払期日を定める 発注した物品等を受領した日から数えて60日以内のできるだけ短い期間内で、代金の支払期日を定めなければなりません。
- ④ 遅延利息を支払う 支払期日までに代金を支払わなかった場合、受領した日から数えて60日を経過した日から実際に支払いがされる日までの期間について遅延利息(年率14.6%)を支払わなければなりません。

(2) 親会社の禁止行為

以下の禁止行為は、下請事業者の了解を得て行った場合でも下請法違反となりますので注意が必要です。

- ① 受領拒否
- ② 下請代金の支払遅延
- ③ 下請代金の減額
- ④ 返品
- ⑤ 買ったたき
- ⑥ 購入・利用強制
- ⑦ 報復措置
- ⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済
- ⑨ 割引困難な手形の交付
- ⑩ 不当な経済上の利益の提供要請
- ⑪ 不当な給付内容の変更、やりなおし

4 違反したらどうなる…?

違反が見つかり、公正取引委員会から指導や勧告がなされます。勧告がされると原則として親事業者の名前と事件の概要が公表されます。

さらに、3(1)①の発注書面を交付しなかったり、3(1)②の書類の作成・保管を怠ったりした場合、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者に50万円以下の罰金が科されます。また、親事業者が法人の場合は、その法人自体にも50万円の罰金が科されます。

5 下請法は難しい!

下請法は、多くの事業者に係る法律です。しかしこのとおり、対象になるかどうかの判断も難しいものになっています。

下請法に違反してしまい、親事業者の名前が公表されることになると、事業の評判に大きな傷がつきます。少しでも不安に思うことがありましたら、早めに弁護士にご相談ください。